

【 応募資格について 】

Q1.どんな疾病が対象になりますか？

A1.小児がんについては、小児慢性特定疾患情報センター/悪性新生物の疾患一覧をご参考ください

<https://www.shouman.jp/disease/search/group/list/01/%E6%82%AA%E6%80%A7%E6%96%B0%E7%94%9F%E7%89%A9>

AYA 世代のがんについては、「がん情報サービス」をご参考ください。

[https://ganjoho.jp/public/life\\_stage/aya/about.html](https://ganjoho.jp/public/life_stage/aya/about.html)

Q2.応募資格にある世帯の収入 700 万円未満は何で確認すればいいのですか？

A2. 令和7年分 源泉徴収票の支払金額の欄が 700 万円未満であることを確認してください。

世帯※合算して 700 万円未満であれば応募できます。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所氏名	税務番号	所得割率	控除率	控除額	支払金額	源泉徴収額	源泉徴収率	支払金額	源泉徴収額	源泉徴収率
氏名	氏名	氏名	所得割率	控除率	控除額	支払金額	源泉徴収額	源泉徴収率	支払金額	源泉徴収額	源泉徴収率
配偶者	配偶者	配偶者	所得割率	控除率	控除額	支払金額	源泉徴収額	源泉徴収率	支払金額	源泉徴収額	源泉徴収率
扶養親族	扶養親族	扶養親族	所得割率	控除率	控除額	支払金額	源泉徴収額	源泉徴収率	支払金額	源泉徴収額	源泉徴収率
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額								

※世帯とは→同一生計(基本は同居)者で、所得税法による扶養の範囲内が対象となります。

同居していても就職し扶養から外れた子、同居の祖父・祖母の収入(所得)は範囲外(合算しません)です。

給与収入以外の世帯の場合は、確定申告書の所得金額の欄が 295 万円未満であることを確認してください。

令和 年分の所得税及びの申告書 FA2202

収入金額等	所得金額等	所得税	控除	平均課税対象金額	平均課税対象率
給与収入	給与所得	給与所得税	給与所得控除		
配当収入	配当所得	配当所得税	配当所得控除		
雑収入	雑所得	雑所得税	雑所得控除		
社会保険料控除					
生命保険料控除					
地震保険料控除					
住宅借入金等特別控除					
所得金額	所得税	控除	平均課税対象金額	平均課税対象率	

Q3.他の給付型奨学金との併用できますか？

A3. 併用できます。

ただし、併用する他の奨学金へも確認してください。

Q4. 受験予定校が奨学金の対象校かどうか知りたいのですが？

A4. 文部科学省所管の学校(学校教育法が定める日本国内の大学(大学院は除く)、短期大学、専修学校(専門学校)等)を対象としています。

Q5. 申請書に記入した受験予定校以外にも受験、進学するかもしれないのですか？

A.5 その都度ご相談ください。

【 申請に必要な書類について 】

Q6.「調査書」ではなく「成績証明書」でもいいでしょうか？

A6. 在学(または出身)校が3か月以内に発行した「調査書」(開封厳禁)が必要です。  
作成には時間がかかりますので、余裕を持って学校へ依頼するようにしてください。

Q7.高等学校卒業程度認定試験の合格(予定)者の場合、「合格成績証明書」が必要ですが、どこに申し込めばいいのですか？

A7.下記、文部科学省から申請書をダウンロードし、郵送でお申し込みください。  
発行までに時間がかかります。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiken/06033010/008.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/06033010/008.htm)

Q8.児童手当・児童扶養手当等を受給していますが、どの時期の書類を提出すればいいのですか？

A8.令和7年(1年間)に受け取った金額がわかるようにものを提出してください。